

社保審－介護給付費分科会

第258回 (R 8.6.15)

資料 2

療養通所介護

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 療養通所介護の概況
2. 令和6年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
4. 現状と課題及び論点

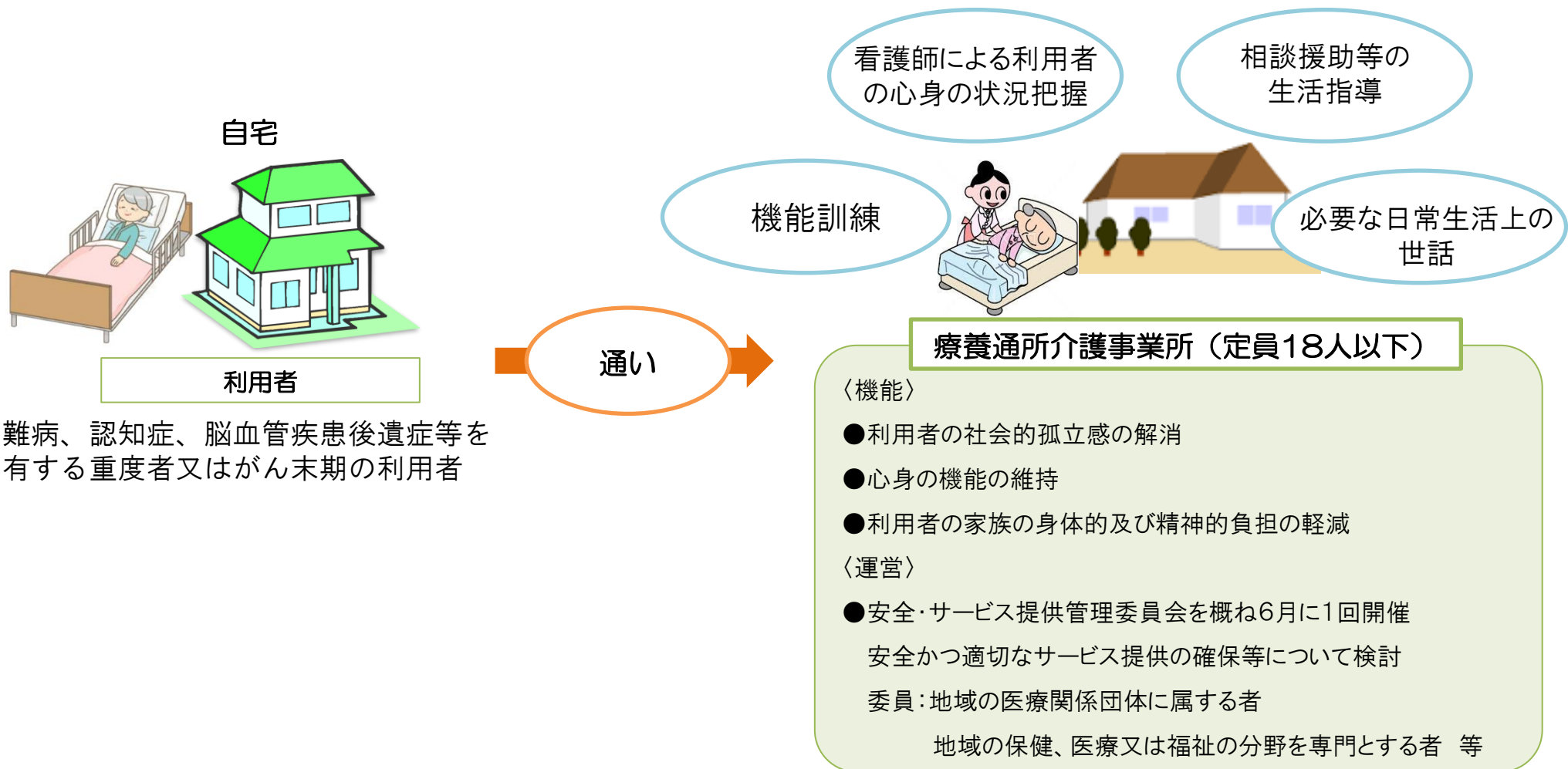


1. 療養通所介護の概況

2. 令和6年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
4. 現状と課題及び論点

療養通所介護の概要

- 主に、難病等の重度要介護者やがん末期の者であって、サービス提供に当たり看護師による観察が必要な利用者を対象とする地域密着型サービス。
- 入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消や心身の機能の維持、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。



療養通所介護の概要

基本方針

指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

定義

指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者（大臣が定める者）であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第40条の9に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 第38条）

項目		内容
人員に関する基準	看護職員又は介護職員の数	○提供時間帯を通じて、利用者の数が1.5に対し専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる者が1以上 ○1人以上は専ら指定療養通所介護の職務に従事する常勤の看護師
	管理者	○専らその職務に従事する常勤の看護師（管理上支障がない場合、同一事業所によって設置された他の事業所、施設等と兼務可能）
	利用定員	○18人以下
設備・備品等	事業所	○専用の部屋のほか、消火設備、その他非常災害に際して必要な設備、その他サービス提供に必要な設備及び備品等
	専用の部屋	○利用者1人につき6.4平方メートル以上 ○明確に区分され、他の部屋等から完全に遮断されていること

療養通所介護の報酬

基本サービス費

イ 地域密着型通所介護費（1日につき）
（略）

ロ 療養通所介護費（1月につき）

12,785単位/月

ハ 短期利用療養通所介護費（1日につき）

1,335単位/日

+

利用者の状態に応じたサービス提供や 事業所の体制に対する加算・減算

口腔・栄養スクリーニング
加算（6月に1回）

（Ⅰ：20単位、Ⅱ：5単位/回）

介護職員等処遇改善加算

（Ⅰ）イ11.7%/月、ロ12.7%/月
（Ⅱ）イ11.5%/月、ロ12.5%/月
（Ⅲ）10.5%/月、（Ⅳ）8.9%/月

中山間地域等での
サービス提供（+5%/月）

サービス提供体制強化加算

（ロ（Ⅲ））イ：48単位/月、ロ24単位/月
（ハ（Ⅲ））イ：12単位/日、ロ6単位/日

重度者ケア体制加算

（ロ：150単位/月）

定員を超えた利用や
人員配置基準に違反

（▲30%）

入浴介助を行わない場合

（ロ：▲5%）

高齢者虐待防止措置未
実施

（▲1%/日）

サービス提供量が過少である場合

（登録者1人当たり平均回数5回未満/月）
（ロ：▲30%）

業務継続計画未策定

（▲1%/日）

（注）※点線枠の加算は区分支給限度基準額の枠外

（注）加算・減算は看護に関連するもののみ抜粋

療養通所介護の算定状況

	単位数 (令和6年6月以降)	算定単位数 (単位：千単位)	件数 (単位：千件)	算定率 (件数ベース)	算定事業所数	算定率 (事業所ベース)
総数						
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算（Ⅰ）	+ 5/100	253	0.9	0.0%	143	0.8%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算（Ⅱ）	+ 5/100	-	-	-	0	0.0%
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	1回につき20単位（6月に1回を限度）	58	2.9	0.0%	362	2.0%
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	1回につき5単位（6月に1回を限度）	5	0.9	0.0%	142	0.8%
重度者ケア体制加算	1月につき+150単位	8	0.1	0.1%	6	0.0%
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）Ⅰ （療養通所介護の場合）	1月につき+48単位	6	0.1	0.1%	15	0.1%
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）Ⅱ （療養通所介護の場合）	1月につき+24単位	4	0.2	0.2%	2	0.0%
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	+149/1000	85,373	126.3	0.0%	4,338	24.2%
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	+146/1000	135,842	210.1	0.1%	7,705	43.0%
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	+134/1000	51,264	88.8	0.0%	3,763	21.0%

(注1)「算定率(件数ベース)」は、各加算の件数÷総件数により求めたもの。

(注2)「算定率(事業所ベース)」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。

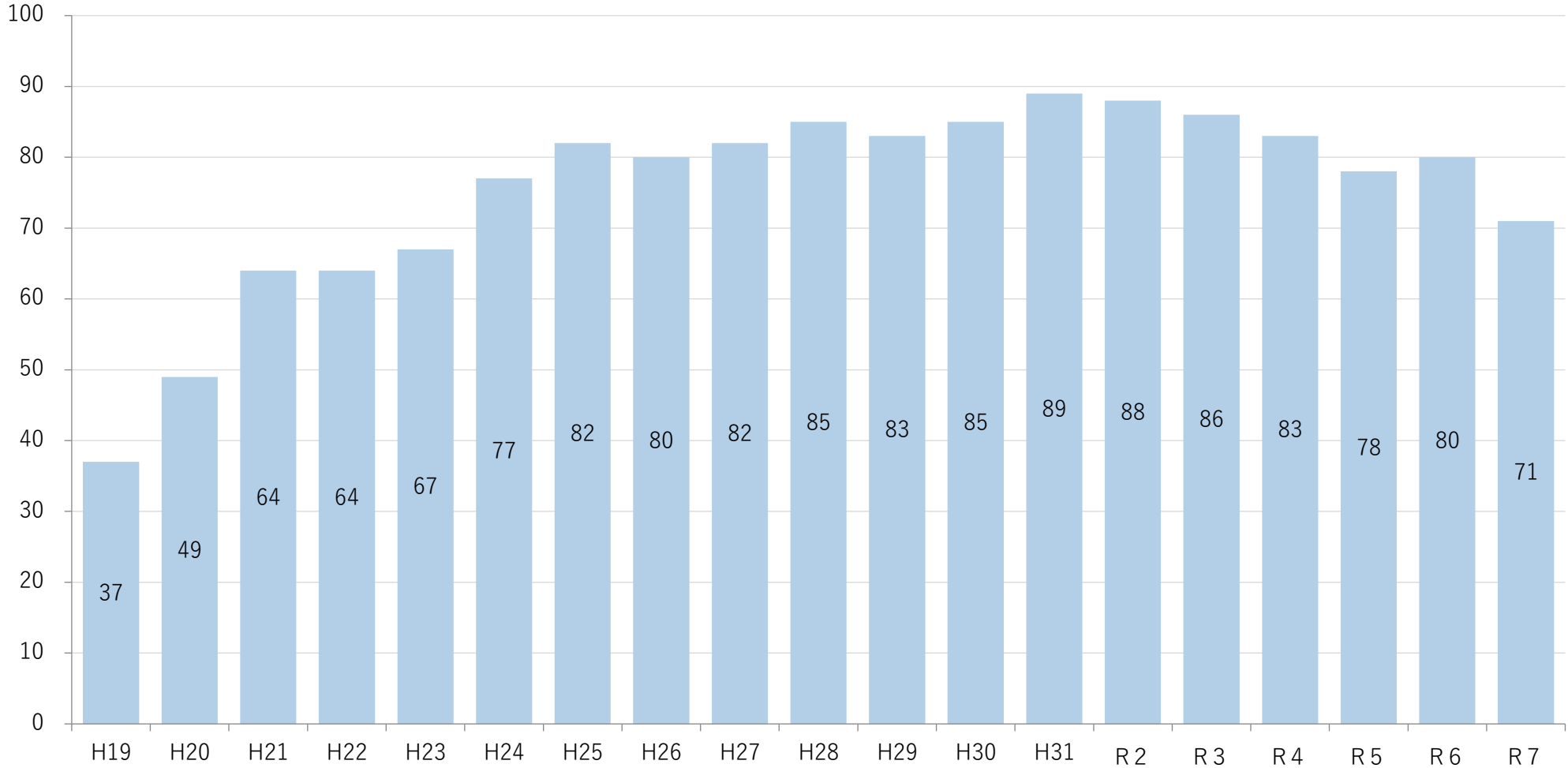
(注3)色分けは、「算定率(事業所ベース)」において、70%以上の加算を緑色、3%以下の加算を赤色と機械的にしている。

【出典】介護給付費等実態統計(令和7年11月審査分)及び介護保険総合データベースの任意集計(令和7年11月審査分(令和7年10月サービス提供))より老健局老人保健課作成

療養通所介護の請求事業所数

○請求事業所数は70ヶ所程度であり、減少している。

(事業所)



※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

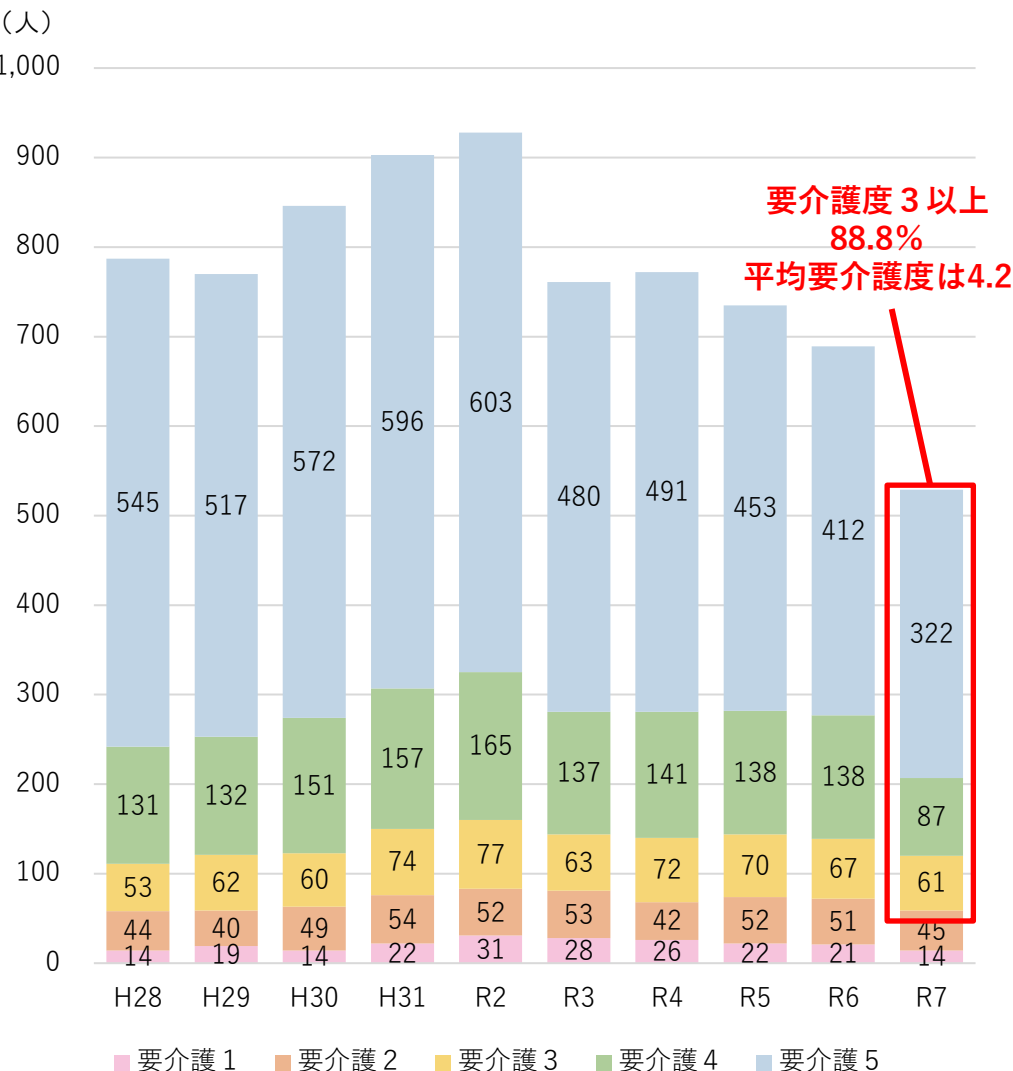
(請求事業所数は、通所介護(療養通所介護事業所)の値を使用している)

※介護予防サービスは含まない。

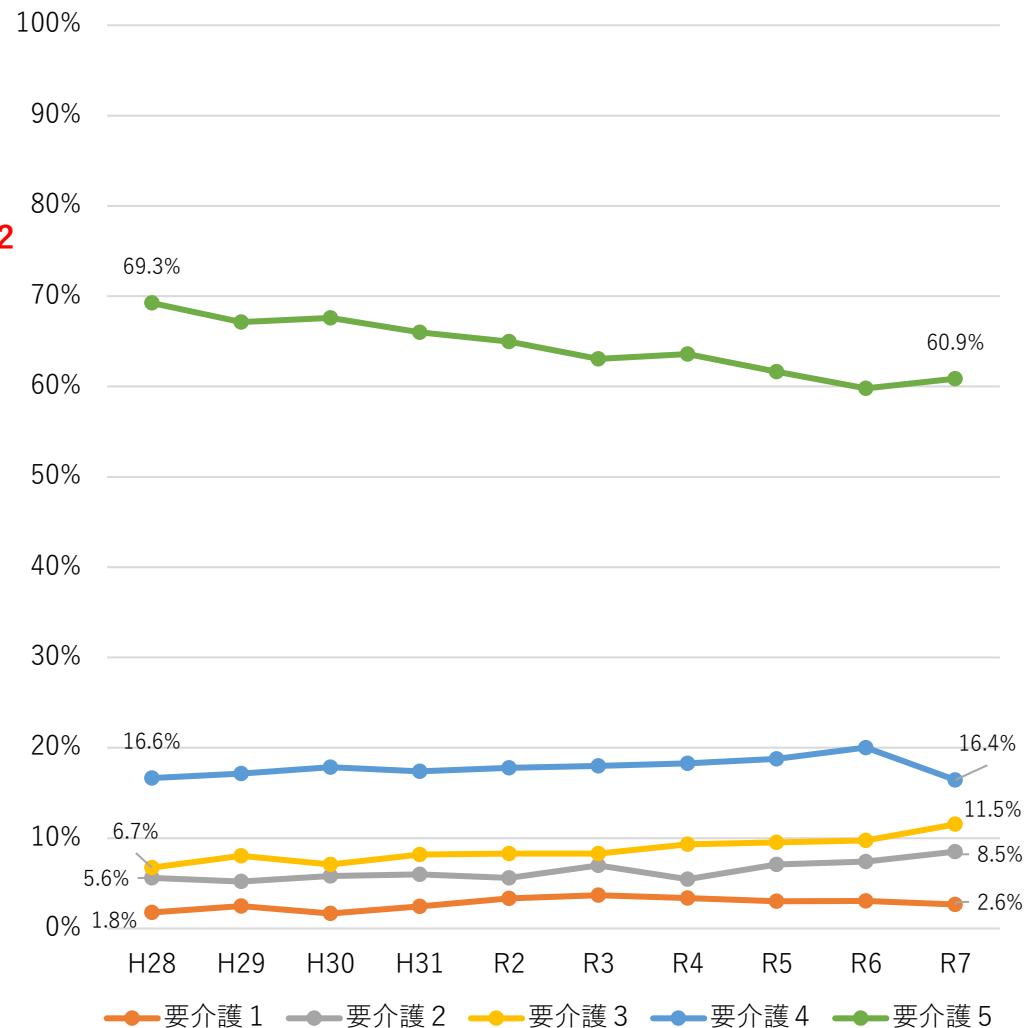
療養通所介護利用者の利用者数

○療養通所介護の利用者数は令和3年度より減少している。
 ○療養通所介護の利用者数割合は要介護5が最も多いが僅かに減少傾向にあり、その他の要介護は横ばいで推移している。

■ 介護度別利用者数



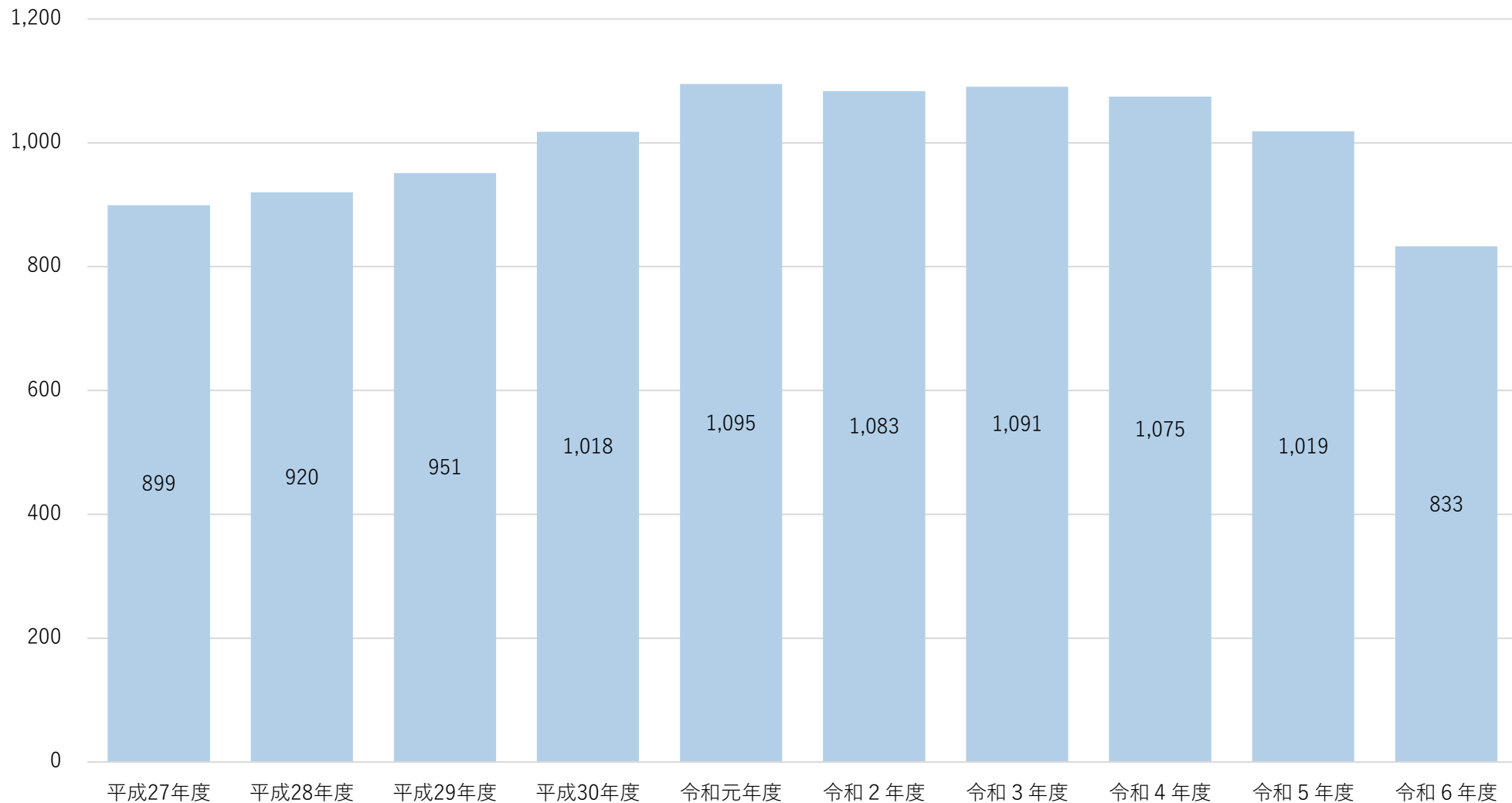
■ 介護度別利用者数割合の推移



療養通所介護の費用額

○療養通所介護の費用額は、減少している。

(百万円)



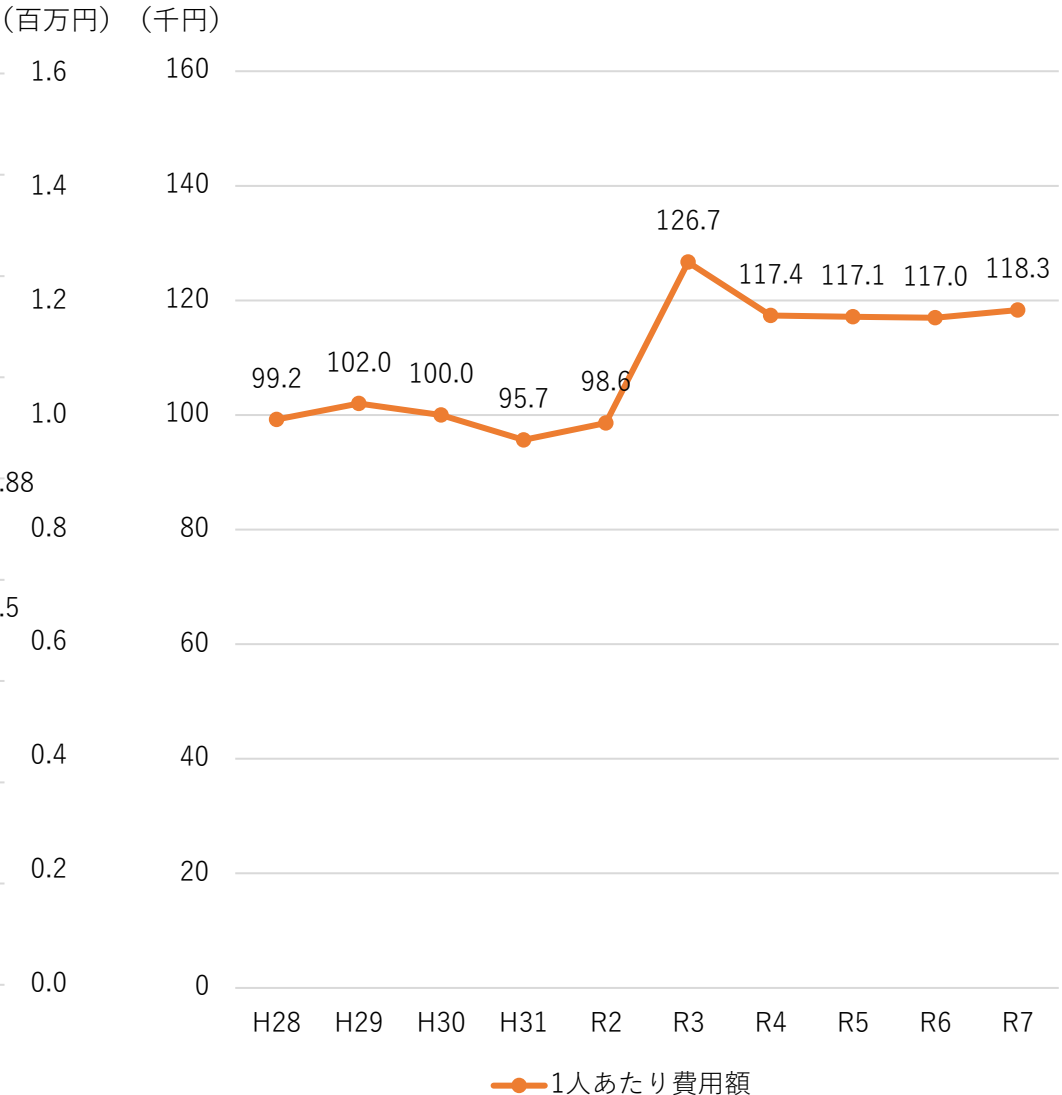
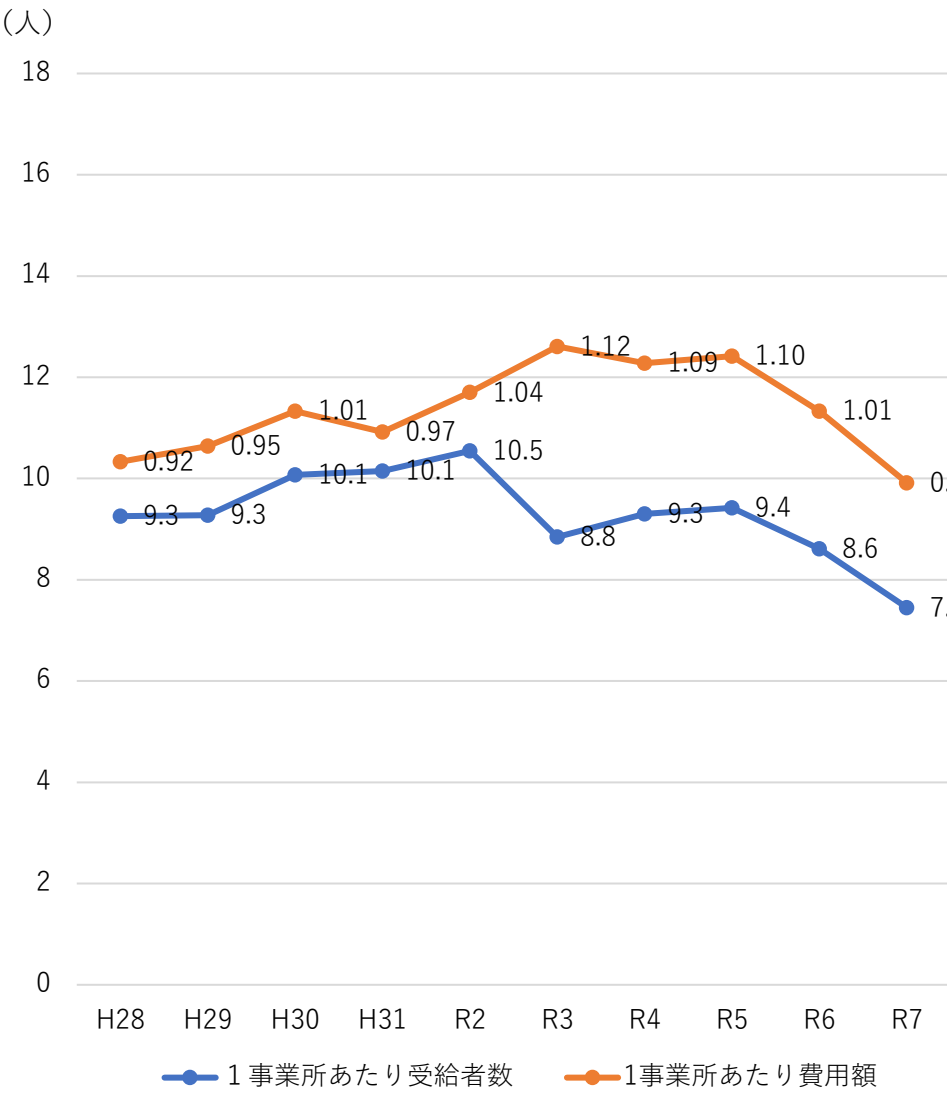
※介護保険総合データベースより平成27年5月審査分～令和4年4月審査分の給付実績を集計

【出典】介護保険総合データベースの任意集計より老健局老人保健課にて作成

療養通所介護 1事業所1月あたり受給者数・費用額、利用者1人1月あたりの費用額

■ 1事業所1月あたりの受給者数・費用額

■ 利用者1人あたり1か月間の費用額



※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

【出典】 介護保険総合データベースの任意集計（各年4月審査分）より老健局老人保健課にて作成

介護保険給付に係る総費用等における提供サービスの内訳（令和6年度） 金額

		費用額（百万円）	請求事業所数
居宅	訪問介護	1,214,189	35,497
	訪問入浴介護	56,351	1,584
	訪問看護	406,433	16,874
	訪問リハビリテーション	58,679	5,680
	通所介護	1,338,790	24,526
	通所リハビリテーション	388,205	7,769
	福祉用具貸与	392,621	7,124
	短期入所生活介護	429,887	10,801
	短期入所療養介護	49,110	3,584
	居宅療養管理指導	194,391	51,184
	特定施設入居者生活介護	694,137	6,251
	計	5,222,793	170,874
居宅介護支援		552,298	35,943
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	99,494	1,397
	夜間対応型訪問介護	3,920	184
	地域密着型通所介護	419,623	18,130
	認知症対応型通所介護	74,878	2,716
	小規模多機能型居宅介護	285,704	5,647
	看護小規模多機能型居宅介護	82,466	1,278
	認知症対応型共同生活介護	781,071	14,492
	地域密着型特定施設入居者生活介護	23,366	385
	地域密着型介護老人福祉施設	260,677	2,559
計	2,031,198	46,788	
施設	介護老人福祉施設	2,165,097	8,540
	介護老人保健施設	1,395,754	4,137
	介護医療院	250,669	918
計	3,811,520	13,595	
合計		11,617,809	267,200

【出典】厚生労働省「令和6年度介護給付費等実態統計」

（注1）総費用は保険給付額と公費負担額、利用者負担額（公費の本人負担額を含む）の合計額。

介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス（補足給付）、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用（福祉用具購入費、住宅改修費など）は含まない。

（注4）端数処理等の関係で、合計が一致しない場合がある。

（注5）請求事業所数は延べ数である。

（注2）介護費用額は、令和6年度（令和6年5月～令和7年4月審査分（令和6年4月～令和7年3月サービス提供分））、請求事業所数は、令和7年4月審査分である。

（注3）令和6年度（令和6年5月～令和7年4月審査分（令和6年4月～令和7年3月サービス提供分））の特定入所者介護サービス（補足給付）は約2,271億円。

1. 療養通所介護の概況



2. 令和6年度介護報酬改定の内容

3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

1. (3) ④ 療養通所介護における医療ニーズを有する中重度者の短期利用の促進

概要

【療養通所介護】

- 療養通所介護の利用者は医療ニーズを有する中重度者であり、包括報酬において新たに利用する際の判断が難しい場合があること、登録者以外の者が緊急に利用する必要があることから、中重度者が必要に応じて利用しやすくなるよう、療養通所介護の基本報酬に短期利用型の新たな区分を設ける。【告示改正】

単位数

<改定前>
なし



<改定後>
短期利用療養通所介護費（1日につき） 1,335単位 **（新設）**

算定要件等

- 短期利用療養通所介護費を算定すべき指定療養通所介護の基準 **（新設）**

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であること。
 - ロ 利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めること。
 - ハ 指定地域密着型サービス基準第40条に定める従業者の員数を置いていること。
 - ニ 当該指定療養通所介護事業所が療養通所介護費の減算（※）を算定していないこと。
- ※入浴介助を行わない場合に所定単位数の95/100で算定、過少サービスの場合に所定単位数の70/100で算定

1. (3) ⑤ 療養通所介護における重度者への安定的なサービス提供体制の評価

概要

【療養通所介護】

- 主に中重度の利用者を対象とする療養通所介護について、介護度に関わらず一律の包括報酬である一方、重度の利用者を受け入れるにあたっては特に手厚い人員体制、管理体制等が必要となることから、安定的に重度の利用者へのサービスを提供するための体制を評価する新たな加算を設ける。【告示改正】

単位数

<改定前>
なし



<改定後>
重度者ケア体制加算 150単位/月 **(新設)**

算定要件等

- 療養通所介護費における重度者ケア体制加算の基準 **(新設)**

次のいずれにも適合すること。

- イ 指定地域密着型サービス基準第40条第2項に規定する看護師の員数に加え、看護職員を常勤換算方法で3以上確保していること。
- ロ 指定療養通所介護従業者のうち、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関において行われる研修等(※)を修了した看護師を1以上確保していること。
- ハ 指定療養通所介護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施していること。

※ 認定看護師教育課程、専門看護師教育課程、特定行為に係る看護師の研修制度により厚生労働大臣が指定する指定研修機関において行われる研修

1. 療養通所介護の概況

2. 令和6年度介護報酬改定の内容

 3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点


療養通所介護に関連する各種意見

令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（令和5年12月19日社会保障審議会介護給付費分科会）（抄）

（療養通所介護）

【地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組（療養通所介護）】

- 療養通所介護は、医療ニーズを有する中重度の要介護者、障害者等に対する一体的なサービス提供を行っていることから、地域包括ケア・地域共生社会の拠点として、障害福祉サービス等との更なる連携を推進するための方策を検討していくべきである。

1. 療養通所介護の概況
2. 令和6年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
-  4. 現状と課題及び論点

療養通所介護の現状と課題

現状と課題

- 療養通所介護は、平成18年度に、医療と介護の両方のニーズをもつ難病等を有する中重度者又はがん末期の者の通所ニーズに対応するサービスとして創設。
- 1事業所の登録定員は18名以下であり、報酬は令和3年度より、介護度に関わらず月単位の定額報酬となっている。
- 請求事業所数、利用者数、費用額のいずれも、近年減少傾向である。
- 利用者の要介護3以上の者は88.8%、平均要介護度は4.2であり、中重度の要介護者の在宅療養の継続を支える地域の拠点としての役割を果たしている。
- 医療と介護の両方のニーズをもつ中重度者の在宅療養を支える観点から、令和3年度改定では柔軟なサービス提供を図る観点から包括報酬化、令和6年度改定では中重度者に対する対応の評価の充実等を行ってきたところである。
- 従事者の多くは兼務しており、開設主体は、療養通所介護のほかに、訪問看護、児童発達支援、放課後等デイサービスを運営している。このように、療養通所介護は、障害福祉サービスを含む他の事業の医療ニーズに対応している側面もある。
- 介護報酬は、累次の改定により、加算の種類が増加するとともに、加算の取得要件が複雑化しており、令和6年度改定における審議報告においても、「利用者のわかりやすさという観点や介護サービス事業者の事務負担軽減の観点から、報酬体系の簡素化について、引き続き検討していくべき」とされている。算定率が低い加算には、例えば、重度者ケア体制加算、サービス提供体制強化加算などがある。

論点

- 医療と介護の両方のニーズをもつ要介護者の生活を支える通所サービスを安定的に提供するために、どのような方策が考えられるか。
- 令和6年度改定における審議報告も踏まえ、利用者のわかりやすさという観点や介護サービス事業者の事務負担軽減の観点から、算定率が低い加算についてどのように考えるか。